

岡山社会人サッカー連盟規約

第1章 総則

第1条 本連盟は、岡山社会人サッカー連盟と称し、財団法人岡山県サッカー協会加盟の第1種登録チームをもって組織する。

第2条 本連盟は、財団法人岡山県サッカー協会の規定に基づき、同協会の内部機構として、設置する。

第3条 本連盟の事務局を岡山市に置く。

第2章 目的

第4条 財団法人岡山県サッカー協会の事業のうち、社会人の参加する事業及び全国社会人サッカー連盟の指定する事業の円滑な運営を図り、また、サッカーを通じて社会人相互の親睦を図るとともに岡山県のサッカーレベルの向上に寄与することを目的とする。

第3章 事業

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 岡山サッカーリーグの開催
2. 中国サッカーリーグへの積極的協力
3. 社会人の参加する県及び地域大会の運営
4. 岡山県代表チーム及び選手の選抜に関する事
5. サッカー競技に関する研究及び指導に関する事
6. その他本連盟の目的達成に必要な事業

第4章 役員

第6条 本連盟に、次の役員を置く。委員は各リーグの運営委員長、事務局長の他各リーグより推挙された者とする。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 委員長 | 1名 |
| 2. 副委員長 | 若干名 |
| 3. 事務局長 | 1名 |

- | | |
|--------------|-----|
| 4. 会計長 | 1名 |
| 5. 委員 | 若干名 |
| 6. 中国リーグ運営委員 | 1名 |
| 7. 監査委員 | 1名 |
| 8. 顧問 | 若干名 |

第7条 委員長及び副委員長は、本連盟運営委員会の推薦を経て、総会において選出する。委員長は、本連盟を代表し、会務を統轄する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が職務を遂行出来ない時は、その職務を代行する。

第8条 事務局長、会計長は、本連盟運営委員会の決議を経て、委員長がこれを委嘱する。事務局長は、本連盟の事務局を代表し、事務的事項を処理する。会計長は、本連盟の会計を経理する。委員は、年度当初に本連盟運営委員会にて協議した役割分担を遂行する

第9条 中国リーグ運営委員は、中国リーグ加盟チームの運営委員より互選により選出する。

第10条 委員は、第6条の委員長以下の四役と連絡をとりながら、業務を処理する。

第11条 監査委員は、総会に於いて選出され、本連盟の会計を監査する。監査結果については、総会において報告しなければならない。

第12条 顧問は、本連盟運営委員会の推薦により委員長がこれを委嘱し、本連盟の諮問に応ずる。

第13条 役員の任期は、2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会議

第14条 本連盟の運営の適正を図るため、次の会議を置く。

1. 総会
2. 連盟運営委員会

第15条 総会は、本連盟の最高決議機関とし、役員及び加盟チームの代表者を以って構成し、原則として年1回開催するものとし、次の事項を審議決定する。

1. 役員の推挙及び選出に関する事
2. 事業報告の承認及び事業計画の立案実施に関する事
3. 予算及び決算に関する事
4. 本規約及び諸規程の改廃に関する事
5. その他本連盟の運営上特に必要と認めた事項

第16条 本連盟運営委員会は、監査委員及び顧問を除く役員を以って構成し、必要に応じて総会に於いて決定した事項の具体的立案、並びに実施について審議決定する。

第17条 本連盟運営委員会は委員長が招集し、構成員の過半数を以って成立し、出席者の3分の2以上の賛成により決定する。監査委員及び顧問の出席を認めるが、議決権はない。

第18条 本連盟運営委員会は、本章の定める時に開催するを原則とするが、構成員の3分の1以上が開催の理由を示して請求した時は、遅滞なくこれを召集しなければならない。又、会議は原則として1ヶ月以上前に召集するものとするが、緊急の場合はこの限りではない。

第6章 会計

第19条 本連盟の加盟チームは、別に定める登録加盟料を納入する。

第20条 本連盟の経費は、次に掲げるものを以って支弁する。

1. 社会人連盟加盟分担金
2. 県協会交付金
3. 寄付金等
4. 雑収入

第21条 本連盟の経費の支出は、本連盟運営委員会がこれを行う。

第22条 本連盟の予算及び決算は総会に提出し、その承認を得なければならない。

第23条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から当該年度(3月31日)までとする。

第7章 補則

第24条 本規約に基づく連盟の運営は、別に定める運営要綱によるものとし、本連盟運営委員会の決議によらない限り改廃することはできない。

(附 則) 本規約は、昭和52年4月1日から施行する。

平成19年4月1日一部改正